

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会 御中

国土交通省住宅局建築指導課長  
( 公 印 省 略 )

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正について

平素より建築行政に格別なる御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対し、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(以下「建築設計標準」という。)を策定しています。

前回の改正から約 4 年が経過したことから、学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体等から構成される「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会」及びその下に「小規模店舗WG」を設置して改正内容を検討し、建築設計標準を改正しました。

主に以下の項目について、記載の充実等を図っております。詳細は別添をご覧ください。

- ① 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
- ② 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
- ③ 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加（国立競技場、小規模店舗、病院、歴史的建造物等）
- ④ その他（障害当事者等からの意見を反映した設計の推進、車椅子利用者用客室等の設置数についての取組）

特に、貴団体におかれましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（別添）の趣旨を踏まえ、以下の点につきまして、ご留意いただきますようお願いいたします。

- ・ 建築設計標準では、設計段階から障害当事者等の意見を取り入れた設計プロセスの事例を追加しております。こうした事例を参考に、設計段階から障害当事者等の意見を取り入れる取組みに努めていただきますよう、ご協力をお願いいたします。
- ・ 建築設計標準では、車椅子利用者用客室等の設置数の基準や一般客室のバリアフリー化に加え、国際水準に関する情報を新たに記載しております。こうした国

際水準も参考に、高齢者、障害者等の利用に配慮した客室の整備に努めていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

また、貴団体の関係者に対しても、この旨を周知いただきますようお願いいたします。  
なお、本件については、各都道府県建築行政主務部長等に対しても、この旨を通知していることを申し添えます。

○ 建築設計標準の掲載先（国土交通省ホームページ）

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000049.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html)

**【問合せ先】**

国土交通省住宅局建築指導課 企画係

（住所）東京都千代田区霞が関2-1-3

（電話）03-5253-8111 【内線 39-538】

**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案  
に対する附帯決議（抄）（令和2年4月3日衆議院国土交通委員会）**

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 十 ホテルの一般客室におけるユニバーサルデザイン化の推進及びバリアフリールームの設置率を国際的な水準に引き上げるために、必要な措置を講ずること。
- 十二 建築物やユニバーサルデザイン等の設計に際しては、当事者からの意見を反映させるため、建築士の資格取得における教育内容や設計業務に当たる者に対する研修等においてインクルーシブデザインによる設計が行われるよう制度の構築を検討すること。

**高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案  
に対する附帯決議（抄）（令和2年5月12日参議院国土交通委員会）**

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 十四 観光施設等における移動等円滑化に関する措置に係る情報提供の促進に当たっては、情報提供を行う事業者等と連携し、正確な情報が分かりやすく効果的に発信されるよう努めること。また、宿泊施設については、一般客室におけるユニバーサルデザイン化を推進するとともに、バリアフリー客室の設置率を国際的な水準に引き上げるため、必要な措置を講ずること
- 十六 東京オリンピック・パラリンピック競技大会のメインスタジアムである新国立競技場の整備に当たり行った当事者からの意見反映の仕組みをレガシーとして残す観点からも、建築物やユニバーサルデザイン等の設計に際しては、当事者からの意見を反映させるため、建築士の資格取得における教育内容や設計業務に当たる者に対する研修等においてインクルーシブデザインによる設計が行われるよう制度の構築を検討すること。